

大阪府マンション管理士会  
入会金及び年会費等に関する細則

大阪府マンション管理士会（以下「本会」という。）は、会則第11条第5項の規定に基づき、会員が納入する入会金及び年会費等に関する細則（以下「本細則」という。）を次のとおり定める。

（入会金）

第1条 会員は、会則第9条の入会申込が承認されたときは、別に定める期日までに、次の入会金を本会に納入しなければならない。

入会金 10,000円

- 2 平成27年8月30日までに他の会員会より本会に入会し直すときは、入会金を免除する。ただし、他の会員会に年会費等の滞納があるときは、本会への入会を認めないものとする。
- 3 納入された入会金は返還しないものとする。

（年会費）

第2条 会員は、次の年会費を納入しなければならない。

年会費 13,000円（日管連年会費を含み、支部会費は含まない。）

- 2 前項に拘わらず会計年度の途中に入会承認を得た会員の年会費は、その年度に限り、次のとおりとする。

入会承認月	年会費
1月～6月	13,000円
7月～12月	8,000円

- 3 会員が、本会の会計年度の途中に退会した場合には、既に納入した年会費は返還しない。
- 4 年会費の納入の方法及び時期は、理事会決議による。

（日管連登録料）

第3条 会則第11条第2項に定める一般社団法人日本マンション管理士会連合会（以下「日管連」という。）の登録料及び納入方法については、「一般社団法人日本マンション管理士会連合会登録マンション管理士の登録規程」の定めるところによるものとする。

- 2 前項に拘わらず平成27年8月30日（日管連定款施行日の前日）における当会会員の日管連登録料は免除される。

（本細則の改廃）

第4条 本細則の改定又は廃止は、理事会決議によるものとする。

附則

第1条 この細則は、平成27年8月5日から施行する。

第2条 入会金については、平成27年8月30日までに本会に入会する場合は、免除とする。

第3条 第2条第2項の規定にかかわらず、平成27年8月30日までに本会に入会した者の年会費は、13,000円とする。